

令和 7 年度産地輸出支援事業（シンガポール等：かんしょ）業務委託仕様書

1 目的

シンガポール等向け茨城県産かんしょの輸出を促進するため、現地量販店におけるプロモーション活動などにより、商品の認知度向上につなげる取組等を実施する。

2 委託業務名

令和 7 年度産地輸出支援事業（シンガポール等：かんしょ）業務

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする

4 委託業務の内容

本事業は、本県産農産物の海外市場における認知度向上の取組や消費動向の調査等により、販路の拡大を図るため、現地での消費宣伝やニーズ調査等の業務を委託する。

（1）対象国

- ・シンガポール等

（2）事業項目

ア 販売促進活動

- ・量販店における試食提供、販売促進の実施
- ・実施に係る連絡調整

イ 現地でのニーズ調査

- ・量販店における購入層の特徴、現地での調理法等に関する調査の実施

ウ 認知拡大

- ・ア又はイの取組と連動した商品説明チラシ、店頭POP等の作成

エ その他

なお、本事業の各項目については、契約締結後もなお契約当事者間協議のうえ、必要に応じて適宜修正できるものとする。

（3）年間事業計画書の提出及び実施状況の報告

契約後速やかに、月別の実施内容及び輸出目標額等を記載した年間事業計画書を提出すること。また、県の求めに応じ各月毎に進捗状況及び輸出の実績を報告すること

（4）業務完了報告書の作成

業務完了後、業務完了報告書（上記事業を記録した写真、動画や作成した資料、また、量販店等から得た販売実績のデータを含む。）を 1 部提出すること。

ア 提出期限

業務完了後 60 日以内又は令和 8 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに提出すること。

イ 提出方法

原則として、様式は任意とするが、県との協議により決定すること。なお、紙媒

体及び電子媒体を提出すること。

5 委託要件等

(1) 受託者について

受託者は、以下のすべてを満たす者とする

- ・対象国へ本県産農産物を輸出するルートが確立されている輸出業者等
- ・事業内容について産地の合意が得られていること

(2) 再委託の制限

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(3) 事業の実施

実施にあたっては、関係法令等、委託契約書及びこの仕様書を遵守するとともに、委託者と常に密な連絡を取り、その指示に従うものとする。

事業費は試食宣伝の人件費、試食用品等に充てるものとし、プライスダウンのため補填することはできないものとする。

(4) 疑義

本仕様書において、明示なき事項又は疑義が生じた場合、その都度委託者と協議し、その指示に従うものとする。

(5) 秘密保持

受託者及び受託者が事業実施のため雇用した者は、正当な理由がなく業務上知り得た情報を第三者に漏洩したり、公言したりしてはならない。

(6) 知的財産権の取扱

この事業により生じた特許権等の知的財産権は県に帰属する。

(7) 成果品の帰属

成果品の所有権は、すべて県に帰属するものとし、県の承諾を得ずして公表、貸与、使用してはならない。

以上